

福岡県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	5,028,026	1,444,538,790	1,766,646	513,167,115	35.5	36.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B / A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
17年度	52,718	249,477,813	51,648,543	104,067,301	405,193,657	7,686	7,661

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。

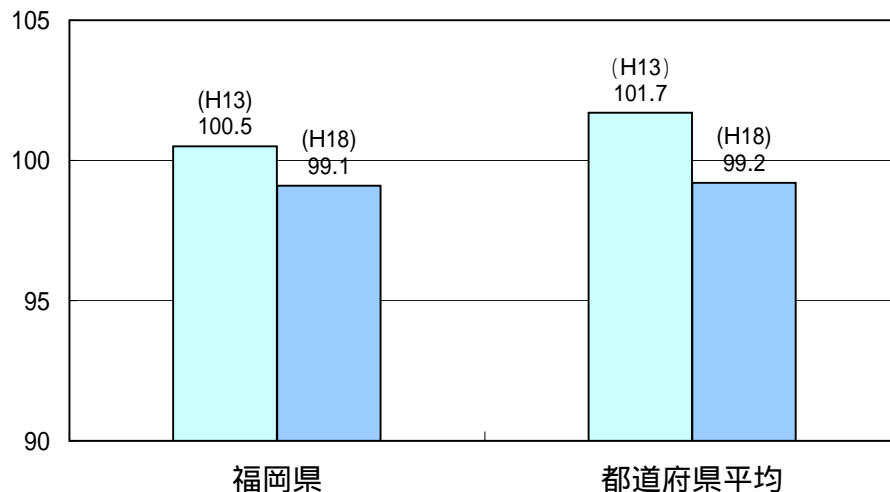
(3) 特記事項

本県では厳しい県財政を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表に掲げるとおりです。

	抑制措置	期間	内容	1人当たり年間削減額
特別職	給料月額削減	17年4月～19年3月 (2年間)	知事 8%減額 副知事ほか常勤特別職 5%減額	129.6万円 平均 56.3万円
	期末手当削減	11年8月～19年3月 (7年8月)	知事 20%減額 副知事ほか常勤特別職 10%減額	132.1万円 平均 45.9万円
一般職	給料月額削減	17年7月～19年3月 (1年9月)	全職員 2%減額	平均 8.8万円
	管理職手当削減	17年7月～19年3月 (1年9月)	部長級の職員 5%減額 次長級、課長級の職員 4%減額	平均 8.2万円 平均 3.5万円

*このほか、平成11年度以後、勤務成績による特別昇給を実施していません。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(注) 2 本県は平成13年4月1日時点では全職員の給料月額の3%減額措置を実施していました。また、平成18年度は給料月額2%減額措置を実施しています。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
18年度	円 398,452	円 391,234	7,218円 (1.84%) 232円 (0.06%)	% 0	% 0	% 0

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

(注) 2 「公務員給与」、「較差」欄の上段は、給料月額2%減額後の職員の給与に基づき算定した数値であり、下段は、給料月額2%減額前の職員の給与に基づき算定した数値です。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
18年度	月 4.43	月 4.45	月 0.02	月 0	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福岡県	43.1 歳	353,471 円	435,596 円	388,675 円
国	40.4 歳	328,477 円	- 円	381,212 円
都道府県平均	43.3 歳	357,341 円	440,094 円	399,383 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福岡県全職種	49.4 歳	348,852 円	399,208 円	377,828 円
うち用務員	51.9 歳	352,901 円	389,964 円	376,801 円
うち自動車運転士	49.6 歳	351,302 円	416,735 円	385,375 円
うち道路技術員	47.3 歳	347,378 円	401,643 円	379,750 円
国	48.4 歳	286,500 円	- 円	318,595 円
都道府県平均	47.5 歳	340,420 円	394,037 円	372,201 円

高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	45.4 歳	419,529 円	486,216 円
都道府県平均	44.1 歳	404,811 円	472,908 円

小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	44.5 歳	400,185 円	456,406 円
都道府県平均	43.7 歳	394,247 円	456,303 円

警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福岡県	41.4 歳	344,342 円	472,457 円	377,133 円
国	42.1 歳	339,564 円	- 円	384,665 円
都道府県平均	41.0 歳	352,192 円	500,157 円	397,685 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区 分		福 岡 県		国	
一般行政職	大 学 卒	176,800 (173,264)	円	種179,200 種170,200	円
	高 校 卒	142,800 (139,944)	円	138,400	円
高等学校 教育職	大 学 卒	197,400 (193,452)	円	-	
	高 校 卒	153,100 (150,038)	円	-	
小・中学校 教育職	大 学 卒	197,400 (193,452)	円	-	
	高 校 卒	-		-	
警 察 職	大 学 卒	195,000 (191,100)	円	種200,800 種197,700	円
	高 校 卒	162,800 (159,544)	円	156,200	円

(注) 平成17年7月1日から平成19年3月31日まで()内の額に減額しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(18年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	270,287 円	339,455 円	384,717 円
	高 校 卒	218,675 円	274,823 円	332,040 円
技能労務職	高 校 卒	218,377 円	263,691 円	310,790 円
	中 学 卒	- 円	- 円	301,860 円
高等学校 教育職	大 学 卒	307,932 円	363,413 円	405,985 円
	高 校 卒	235,518 円	282,209 円	(経験年数19～21年の職員の平均額) 330,567 円
小・中学校 教育職	大 学 卒	309,828 円	365,063 円	403,070 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大 学 卒	279,819 円	335,545 円	392,773 円
	高 校 卒	244,012 円	287,273 円	358,285 円

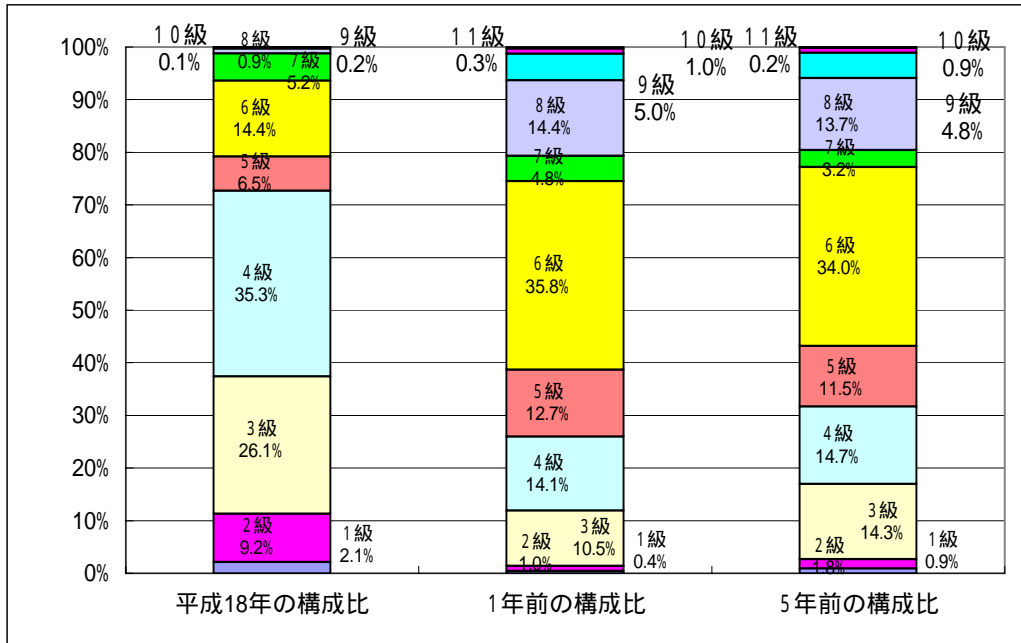
- : 該当職員なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(18年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事 技師	186 人	2.1 %
2 級	主任	820 人	9.2 %
3 級	主査 困難な業務を処理する主任	2,325 人	26.1 %
4 級	本庁の係長 困難な業務を処理する主査	3,148 人	35.3 %
5 級	本庁の課長補佐 本庁の困難な業務を処理する係長	577 人	6.5 %
6 級	本庁の課長 本庁の困難な業務を処理する課長補佐	1,290 人	14.4 %
7 級	本庁の困難な業務を処理する課長	462 人	5.2 %
8 級	本庁の次長	85 人	0.9 %
9 級	本庁の事務局長	15 人	0.2 %
10 級	本庁の部長	11 人	0.1 %

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月に11級制から10級制に変更しています。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分	職 員 数	合計	行政職	技能労務職	高等(特 殊・専修・ 各種)学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
17年度	職 員 数	人	人	人	人	人	人
	A	54,872	10,060	1,183	8,749	24,143	10,737
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数	人	人	人	人	人	人
B	2,334	536	53	263	839	643	
比 率	%	%	%	%	%	%	%
B / A	4.3	5.3	4.5	3.0	3.5	6.0	
16年度	職 員 数	人	人	人	人	人	人
	A	54,760	10,091	1,219	8,903	24,010	10,537
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数	人	人	人	人	人	人
B	2,836	515	48	401	1,232	640	
比 率	%	%	%	%	%	%	%
B / A	5.2	5.1	3.9	4.5	5.1	6.1	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(17年度決算) 期末手当 1,247 千円 勤勉手当 585 千円	-
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

福 岡 県	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 871 千円 26,959 千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(18年4月1日現在)

調整手当支給実績(17年度決算)		7,268,437 千円	
調整手当支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		127,320 円	
地域手当支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都千代田区	34 人	13 %	13 %
名古屋市、大阪市	9 人	11 %	11 %
福岡市	16,588 人	3.5 %	7 %
北九州市	8,456 人	2.5 %	4 %
筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、二丈町、志摩町	7,973 人	2.5 %	1 %
旧久留米市、旧飯塚市	3,616 人	2.5 %	1 %
その他の県内市町村	16,110 人	2.5 %	0 %
平均支給率		2.8 %	3.1 %

(注) 1 平成18年度より調整手当に替えて、地域手当を導入しています。

2 医師及び歯科医師の支給率は11%です。

3 「旧久留米市」「旧飯塚市」とは合併前の久留米市、飯塚市です。

4 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(22年度の制度完成時)

地域手当支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都千代田区	未定	18 %
大阪市		15 %
名古屋市		12 %
福岡市		10 %
北九州市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、二丈町、志摩町		3 %
その他県内		0 %

(4) 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	2,388,102 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	71,026 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	58.9 %		
手当の種類(手当数)	49		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等に勤務する職員	狂犬病予防注射、犬の捕獲作業 感染症患者の救護、病原体の付着した物件の処理、検疫の作業 細菌検査	日額300円 日額250円～360円 日額290円
放射線取扱手当	放射線技術職員又はその補助職員	放射線を使用して有害放射線の影響を受ける作業	日額300円
危険業務手当	土木事務所、ダム建設事務所、水産海洋技術センター、農業総合試験場、計量検定所に勤務する職員	トンネル坑内のトンネル掘り作業 圧搾空気内作業 水面下4メートル以上の深所作業 高所作業 潜水作業 大型農業機械作業 爆発物に係る立入検査	日額560円 1時間210円 ～1,000円 日額140円、220円 日額220円、320円 1時間310円 ～1,500円 日額230円 日額300円
社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所、児童相談所、障害者更生相談所、女性相談所に勤務する職員で現業を行う所員等	福祉に関する業務 援護の措置を要する者等を訪問し、これらの者に面接して行う指導等業務 精神障害者の訪問指導業務 結核患者の家庭訪問指導業務 特に身体に危害を受けるおそれのある業務 要保護女子に関する相談、指導、一時保護業務	月額9,500円、 11,900円 、日額290円 日額230円 日額170円 月額11,900円
種雄牛取扱等作業手当	農業総合試験場に勤務する職員	種雄牛の自然交配等のため種雄牛を御する作業、牛馬の直腸検査	日額230円
職業訓練手当	高等技術専門学校又は農業大学校に勤務する職員	職業訓練又は農業に関する授業及び実習	給料月額10% (管理職手当受給者は5%)
有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場に勤務する職員	有害農薬を使用した農作物の害虫等防除作業 人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険な薬品を取り扱う業務	日額250円、290円 日額130円～290円
県税事務手当	総務部税務課及び県税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務等	月額7,700円 ～15,300円 日額730円
夜間看護等手当	県立病院に勤務する看護師等	夜間の看護業務 正規の勤務時間以外における救急医療等業務	1回2,900円、 3,300円 1回1,240円
漁業取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、水産海洋技術センターに勤務する職員	海上における被疑者の追跡又は取調べ業務 航海中の船舶における調査等 現業職員が5トン未満の船舶を運転した場合	日額500円 日額280円 日額380円
病害虫防除業務手当	病害虫防除所に勤務する職員	病害虫の発生予察及び防除	給料月額10% (管理職手当受給者は5%)

特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所、保健環境研究所、流域下水道事務所に勤務する職員	一般廃棄物処理施設(し尿処理施設)の立入検査 特別管理産業廃棄物処理施設の立入検査 化製場又は死亡獣畜取扱場の立入検査 下水道処理施設の検査業務	日額230円
	結核病棟勤務の衛生用務員 病院、施設等に勤務する職員 で午前四時から午前六時までの間に勤務時間の始期が定められているもの 県立病院に勤務する衛生用務員	病室内におけるリネン交換等の業務 正規の勤務として当該定められた始期に勤務した場合 炊事業務	日額230円 日額120円、230円 月額4,000円
用地交渉手当	農政部、土木部、建築都市部等に勤務する職員	用地交渉業務	月額16,100円 日額800円、1,210円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	消防学校の教育訓練業務	日額720円
災害応急作業手当	土木事務所に勤務する職員	異常な気象状況のもとでの、災害の未然防止、災害の応急処置作業	日額480円～1,095円
道路上作業手当	土木事務所に勤務する職員	交通量の頻繁な道路上において、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業	日額300円
	道路技術員	加熱アスファルト混合物を使用した道路の舗装作業 道路上における動物の死体処理作業	日額160円 日額230円
歯科衛生士養成指導手当	九州歯科大学附属歯科衛生学院に勤務する職員	歯科衛生士を養成するための授業及び実習	月額15,700円
ほ場等管理業務手当	農業総合試験場に勤務する職員	農業機械等を操作してほ場等を管理する業務 ふん尿を収集し、ほ場に散布する作業	月額1,500円 日額230円
動物等保護管理作業手当	保健福祉環境事務所に勤務する狂犬病予防技術員	負傷動物の収容等の業務	月額4,000円
教育職員の兼務手当	教育職員	全日制の教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその逆の場合	授業1時間2,880円
夜間定時制勤務手当	事務職員、技術職員及びその他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制の課程に勤務した場合	給料月額4% (事務長は給料月額2%)
多学年学級担当手当	教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事した場合	日額290円
通信教育指導手当	通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除く) 通信教育を行う学校及び協力校の教育職員(本務職員を除く)	添削指導 面接指導	1通当たり100円 1時間2,880円
漁獲手当	福岡県立水産高等学校の船員	実習船に乗り込み、漁ろうに従事した場合	1航海ごとに、その航海における漁獲物の総水揚げの18.3%に相当する額を手当総額とし、職員に対するそれぞれの支給額は、条例別表の支給基準率の範囲内で、その者の勤務成績を勘案して、その都度教育委員会が定める

実習船乗船手当	福岡県立水産高等学校の教育職員 福岡県立水産高等学校の職員	実習船に乗り組み、漁ろうを伴う航海における生徒の実習指導等 船員法第82条の2第4項に規定する業務	日額6,160円 日額180円
有害農薬による害虫等防除作業手当	農業高校の教諭、実習助手等	有害農薬を使用しての害虫等防除作業	1級 日額290円 2級 日額250円
教員特殊業務手当	教諭、助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員等	1号 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急の補導業務 2号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの 3号 対外運動競技等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの等 4号 部活動の指導業務で週休日等に行うもの 5号 入学試験の監督、採点又は合否判定の業務	日額 1号イ(非常災害) 3,200円 “(特に甚大な非常災害) 6,400円 1号ロ(負傷、疾病) 3,000円 1号ハ(補導) 1,500円 2号(修学旅行等) 1,700円 3号(対外試合) 1,700円 4号(部活動) 1,200円 5号(入試) 900円
補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	補導教員が児童又は生徒の補導業務に従事した場合	月額5,000円
教育業務連絡指導手当	教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主事 *進路指導主事(高等学校及び特殊学校の高等部に置かれるもの) *学科主任 *農場長 *寮務主任 *学年主任(一の学年が3学級以上の学年に置かれるもの)	主任等に発令された教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合	日額200円
主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等の作業	日額320円、560円
留置場看守及び被疑者(被告人その他法令により拘禁されている者を含む。)護送の作業	警察職員	留置場看守及び被疑者護送の作業	日額230円、240円
交通捜査作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等の作業	日額310円～840円
犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識の作業	日額280円、560円
交通取締用自動車その他特殊自動車の運転、警備用船舶運行及び自動車の検査に関する作業	警察職員	交通指導取締り、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等の作業	日額250円～560円
銃器犯罪捜査作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等の作業	日額820円～1,640円
結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等の作業	日額230円
死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接触する作業	日額1,100円～2,500円 1体当たり2,500円
坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内において、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があったときに、当該坑内において行う災害に関連した作業	日額1,900円
航空機の操縦及び整備並びに航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	警察職員	航空機の操縦作業 航空機の整備作業 航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	月額119,200円 月額28,100円 1時間1,900円、2,200円

警ら作業	警察官(警部以下の階級にある者に限る。)	警ら作業	日額340円
爆発物の取締り及び処理の作業	警察職員	爆発物取締作業 爆発物処理作業	日額300円、460円 1件当たり5,200円
夜間特殊業務に従事する作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	1回410円～1,100円
救難救助作業(そのための訓練の作業を含む。)	警察職員	危険を伴う山岳地における遭難者の救難救助の作業又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態における救難救助の作業	日額410円、840円
夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	突発的に発生した業務を処理するために、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事する場合で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	1回1,240円
潜水作業	警察官	潜水器具を着用して行う潜水の作業	1時間310円～1,500円
国際緊急援助作業	警察官	海外の地域において行う国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	日額4,000円
サリンその他の特殊危険物質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下で、現場において行う救助又は捜査等の作業	日額250円～4,600円
海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査に関する情報収集の作業(人事委員会が定める場合に限る。)	日額1,100円
身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警衛若しくは身辺警護の作業	日額640円、1,150円

(注) 特殊勤務手当については、平成18年度において月額支給から日額支給にするなど大幅な見直しを行っています。(施行は平成19年4月)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	9,240,016 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	174 千円
支給実績(16年度決算)	8,982,942 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	168 千円

(6) その他の手当 (18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族2人目まで 6,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目 11,000円 ・3人目以降 5,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	異なる	16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算額は、国は5,000円	6,993,299 千円	240,841 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円 + (家賃 - 23,000円) × 1/2 (27,000円限度) 自宅居住者で世帯主である職員 ・4,900円 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	異なる	持家居住職員の手当額は、国は2,500円(新築等の日から5年を経過するまでの間に限定)	4,125,173 千円	121,615 円
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道利用者は6箇月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者 上記額 + 特別料金等の額	異なる	(国の制度) 運賃等相当額の支給限度額 55,000円 新幹線等利用者の特別料金加算額は特別料金 × 1/2 (上限2万円) 交通用具利用者の支給額 2,000円～24,500円	6,692,044 千円	127,723 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される職に新たに採用される職員のために設けられたもので、民間企業の初任給との水準を調整するために支給される手当 ・医師、歯科医師 306,900円以内(35年) ・研究員 100,000円以内(10年) ・獣医師 13,000円以内(5年)	異なる	国は獣医師への支給なし	122,858 千円	568,785 円
単身赴任手当	異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(職員の住居と配偶者の住居の距離が60km以上) ・23,000円(交通距離100km以上の場合、距離に応じて6,000円～45,000円加算)	同じ	-	86,721 千円	246,366 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常の宿日直 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・特殊業務、生活指導等 7,200円 ・寄宿舎指導員 5,900円	異なる	国は通常の宿日直は4,200円	1,600,891 千円	206,141 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を補完する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません) ・役職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額)	同じ	-	80,377 千円	200,440 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額 × 25% × 午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	1,079,915 千円	113,675 円

休日勤務手当	祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,420,007 千円	192,217 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、給料月額×10%～25%(学校職員、教職員は10%～16%)	異なる	国は本省の課長補佐に8%の管理職手当を支給し、かつ時間外勤務手当を併給しているが、本県には当該制度なし	2,564,790 千円	744,712 円
農林漁業普及指導手当	農林漁業等の改良普及事業に従事する職員の職務の特殊性に対して支給 ・職務に応じ、給料月額×8%・12%			174,991 千円	490,171 円
特勤手当(県警)	職員が生活に著しく不便な地に所在する公署に勤務する場合の精神的負担や生活の不便に給与上対処し、職員を配置しやすくするために設けられている手当 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当 *級地区別支給割合 4%～25%	同じ	-		
特勤手当に準ずる手当(県警)	特勤公署又は特勤公署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 *支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)	同じ	-	108,249 千円	283,374 円
へき地手当(学校)	職員が生活の著しく不便な地に勤務することによる精神的負担、生活不便に対処し、職員間の給与の均衡、人事管理等の円滑化を図り、教育の機会均等を保障するもの ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×級別支給割合-地域手当 *級地区別支給割合 4%～25%				
へき地手当に準ずる手当(学校)	へき地等学校等に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率 *支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2%				
義務教育等教員特別手当	義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給 ・月額20,200円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育手当、定時制通信教育手当の支給を受ける期間は調整支給する。 *夜間定時制、通信教育に係る定通手当又は農業、水産に係る産業教育手当の支給期間:定額の3/4の額 *上記以外の者:定額の2/4の額			5,471,153 千円	165,908 円
産業教育手当	農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する場合 ・(給料月額+教職調整額)×10% (定通手当受給者、管理職手当受給者は6%)			299,814 千円	419,321 円
定時制通信教育手当	定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員 ・(給料月額+教職調整額)×10% (管理職手当受給者は8%)			204,412 千円	454,249 円

5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,242,000	(1,350,000)	円
	副 知 事	1,026,000	(1,080,000)	円
	出 納 長	864,500	(910,000)	円
報酬	議 長	1,110,000		円
	副 議 長	980,000		円
	議 員	890,000		円
期末手当	知 事	(17年度支給割合)		
	副 知 事 出 納 長	3.35		月分
退職手当	議 長	(17年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35		月分
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	135万円×在職月数×0.65	42,120,000円	(任期毎)
	出 納 長	108万円×在職月数×0.50	25,920,000円	(任期毎)
	(備考)	91万円×在職月数×0.35	15,288,000円	(任期毎)
		上記算定方式は、平成19年2月28日に改正されたものです。		
地域手当	知 事 副 知 事 出 納 長	支給率 3.5%		

(注) 1 知事、副知事及び出納長の給料の()は、減額措置を行う前の金額です。

2 知事、副知事及び出納長の期末手当は、平成11年12月期から平成18年12月期までの間、上記支給割合により算出した額から知事にとっては当該額の100分の20を、副知事及び出納長にとっては当該額の100分の10を乗じて得た額を減じています。

3 退職手当の「1期の手当額」は、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

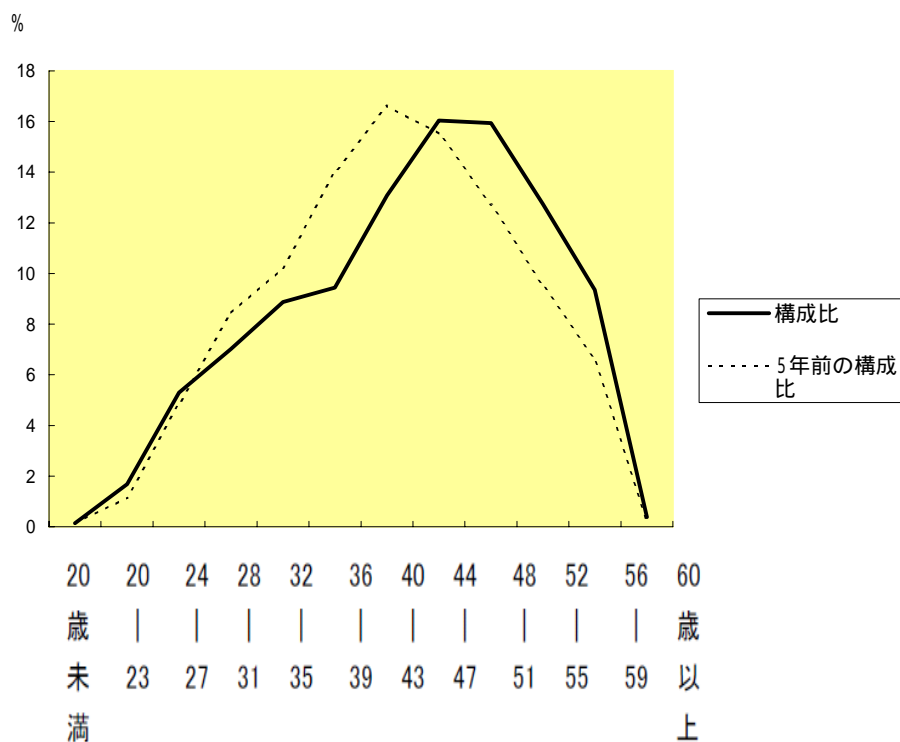
(各年4月1日現在)

区分 部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成18年	平成17年		
知事部局	8,689	9,175	486	組織機構の改善及び事務事業の見直しなど (参考:人口10万人当たり職員数172.81人)
教育委員会	32,496	32,549	53	県立高校等の生徒数減に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数646.30人)
その他	11,625	11,412	213	警察法施行令の改正など (参考:人口10万人当たり職員数231.20人)
合計	52,810	53,136	326	(参考:人口10万人当たり職員数1,050.31人)

(注) 1 その他は、各種委員会(教育を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局。

2 知事部局には、県立大学を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	76人	887人	2,794人	3,705人	4,686人	4,985人	6,912人	8,473人	8,418人	6,729人	4,944人	201人	52,810人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	縮減数	縮減率
53,136人	50,636人	2,500人	4.7%

(参考) 福岡県集中改革プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	県全体で2,500人の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分 部門	職員数 増減	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
知事部局	職員数	9,175	8,689	-	-	-	-	8,075
	増減		486	-	-	-	-	1,100
教育委員会	職員数	32,549	32,496	-	-	-	-	31,249
	増減		53	-	-	-	-	1,300
その他	職員数	11,412	11,625	-	-	-	-	11,312
	増減		213	-	-	-	-	100
計	職員数	53,136	52,810	-	-	-	-	50,636
	増減		326	-	-	-	-	2,500

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。

2 その他は、各種委員会(教育を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

3 知事部局には、県立大学を含みます。

4 増減は、対前年比の職員増減数を示しています。

7 公営企業職員の状況

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
17年度 電気事業	459,162	20,034	170,287	37.1	40.1
工業用水道事業	1,399,181	196,369	189,716	13.6	13.0
工業用地造成事業	135,868	87,003	69,415	51.1%	145.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
17年度 電気事業	16	80,431	23,058	33,917	137,406	8,588
工業用水道事業	18	80,802	22,325	35,454	138,581	7,699
工業用地造成事業	8	31,722	7,545	13,594	52,861	6,608

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、18年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

・給与等の抑制状況

	抑制措置	期間	内容
一般職	給料月額額の減額	17年7月～19年3月 (1年9月)	全職員 2%減額
	管理職手当の減額	17年7月～19年3月 (1年9月)	次長級、課長級の職員 4%減額

*このほか、平成11年度以後、勤務成績による特別昇給を実施していません。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(18年4月1日現在)

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.4歳	364,480円	632,620円
団体平均	40.5歳	371,125円	599,811円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.4歳	380,117円	602,979円
団体平均	44.3歳	389,512円	611,625円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	42.7歳	391,653円	605,108円
団体平均	42.6歳	425,926円	683,491円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 工業用地造成事業の「団体平均」は、総務省より提供された公営企業職員の基本給等に係る団体平均データの「その他事業」分であり、工業用地造成事業のみの団体平均ではありません。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

福岡県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(17年度決算)			
期末手当	1,258千円	-	
勤勉手当	629千円		
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.4月分	3.0月分	1.4月分
(1.6)月分	(0.7)月分	(1.6)月分	(0.7)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～20%		役職加算 5～20%	
管理職加算 10～25%		管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(18年4月1日現在)

福岡県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	0千円	31,200千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（18年4月1日現在）

調整手当支給実績(17年度決算)		5,509 千円	
調整手当支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		131,176 円	
地域手当支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
福岡市	3.50 %	23 人	3.50 %
福岡市を除く福岡県内の地域	2.50 %	21 人	2.50 %

(注) 平成18年度より調整手当に替えて、地域手当を導入しています。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		4,151 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		197,686 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		50.0 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
事業所に勤務する職員の特殊勤務手当	事業所に勤務する職員		月額15,300円(管理職7,650円)
発変電業務に従事する職員の特殊勤務手当	発変電業務に従事する職員	発変電業務	月額5,100円(管理職2,550円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	11,156 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	310 千円
支給実績(16年度決算)	9,804 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	288 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族2人目まで 6,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目 11,000円 ・3人目以降 5,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	同じ	-	6,783 千円	251,230 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃 - 12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円 + (家賃 - 23,000円) × 1/2 (27,000円限度) 自宅居住者で世帯主である職員 ・4,900円 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	同じ	-	5,368 千円	153,371 円
通勤手当	通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道利用者は6箇月定期券の額) ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者 上記額 + 特別料金等の額	同じ	-	12,698 千円	298,755 円

単身赴任手当	異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して、二重生活による経済的負担を軽減すること等を目的として支給(職員の住居と配偶者の住居の距離が60km以上) ・23,000円(交通距離100km以上の場合、距離に応じて6,000円～45,000円加算)	同じ	-	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を補完する趣旨で、管理又は監督の地位にある職員の週休日又は休日等における勤務に対して支給(管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給されません) ・役職の区分に応じ、1回4,000円～12,000円(勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、100分の150を乗じた額)	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	-	16 千円	4,096 円
休日勤務手当	祝日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられて勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	320 千円	19,971 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、給料月額×10%～25%	同じ	-	7,000 千円	1,166,607 円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

6(3) を参照(公営企業分は県全体の内数として含まれています)

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照(公営企業分は「その他」の内数として含まれています)